

川崎市中小企業融資制度金利取扱要領

この要領（以下、「要領」という。）は、川崎市中小企業融資制度要綱に定める各制度の融資利率について、必要な事項を定めるものとする。

1 各制度の融資利率は、次のとおりとする。

(1) 振興資金の融資利率は、次のとおりとする。

ア 振興資金（振興資金）の長期資金の融資利率は、次のとおりとする。

1年超5年以内	年2.4%以内
5年超7年以内	年2.7%以内
7年超	年2.9%以内

イ 振興資金（振興資金）の短期資金の融資利率は、年1.9%以内とする。

ウ 振興資金（設備強化支援資金）の融資利率は、次のとおりとする。

5年以内	年2.2%以内
5年超10年以内	年2.4%以内
10年超	年2.8%以内

エ 振興資金（短期継続資金）の融資利率は、取扱金融機関所定利率とする。

オ 協調支援型特別資金の融資利率は、次のとおりとする。

1年以内	年1.9%以内
1年超5年以内	年2.4%以内
5年超7年以内	年2.7%以内
7年超	年2.9%以内

なお、振興資金の各資金で変動金利を選択する場合の融資利率は、取扱金融機関の短期プライムレート等に連動して変動し、取扱金融機関所定の短期プライムレート相当利率に0.7%を加算した利率の範囲内とする。

(2) 小規模事業資金の融資利率は、次のとおりとする。

ア 小規模事業資金

3年以内	年2.2%以内
3年超5年以内	年2.4%以内
5年超	年2.5%以内

イ 小規模事業資金（短期サポート型）
年1.6%以内

ウ 小規模事業資金（小口サポート型）
年1.8%以内

エ 小規模事業資金（ミニ）
年1.7%以内

(3) 小口零細対応小規模事業資金の融資利率は、次のとおりとする。

3年以内	年1.8%以内
3年超5年以内	年2.0%以内
5年超8年以内	年2.1%以内
8年超	年2.2%以内

(4) 経営安定資金の融資利率は、次のとおりとする。

ア 経営安定資金（不況対策資金（5年型））の融資利率は、年1.7%以内とする。ただし、融資対象者の項中(1)ア(ウ)の場合は、年1.6%以内とする。

イ 経営安定資金（不況対策資金（10年型））、危機対策資金、災害対策資金及び激甚災害対策資金）の融資利率は、年1.9%以内とする。

なお、不況対策資金（10年型）の融資対象者の項中(1)イ(ウ)の場合は、年1.8%以内とする。

ウ 経営安定資金（借換支援資金）の融資利率は、年2.0%以内とする。ただし、条件変更改善

型借換資金の融資利率は、次のとおりとする。

10年以内 年2.0%以内

10年超 年2.5%以内

エ 経営安定資金（企業再建資金）の融資利率は、年2.7%以内とする。ただし、経営改善サポート型企業再建資金の融資利率は、次のとおりとする。

10年以内 年2.2%以内

10年超 年2.7%以内

オ 経営安定資金（伴走支援型経営力強化資金）の融資利率は、年1.8%以内とする。

(5) 産業立地促進資金の融資利率は、次のとおりとする。

ア 産業立地促進資金（産業立地促進資金）の融資利率は、次のとおりとする。

運転資金 年2.4%以内

設備資金 年2.5%以内

ただし、新川崎A地区・殿町3丁目地区へ進出する場合は、運転資金、設備資金とも年2.3%以内とする。

イ 産業立地促進資金（企業立地促進資金）の融資利率は、年2.3%以内とする。

(6) 創業支援資金の融資利率は、次のとおりとする。

ア 創業支援資金（アーリーステージ対応資金）の融資利率は、年2.1%以内とする。ただし、借入額の3分の1以上の自己資金で創業の場合は、年2.0%以内とし、2分の1以上の場合は、年1.9%以内とする。なお、変動金利を選択する場合の融資利率は、取扱金融機関の短期プライムレート等に連動して変動し、取扱金融機関所定の短期プライムレート相当利率に0.7%を加算した利率の範囲内とする。

イ 創業支援資金（女性・若者・シニア起業家支援資金）の融資利率は、年2.0%以内とする。ただし、借入額の3分の1以上の自己資金で創業の場合は、年1.9%以内とし、2分の1以上の場合は、年1.8%以内とする。なお、変動金利を選択する場合の融資利率は、取扱金融機関の短期プライムレート等に連動して変動し、取扱金融機関所定の短期プライムレート相当利率に0.7%を加算した利率の範囲内とする。

ウ 創業支援資金（スタートアップ創出促進資金）の融資利率は、年2.1%以内とする。ただし、借入額の3分の1以上の自己資金で創業の場合は、年2.0%以内とし、2分の1以上の場合は、年1.9%以内とする。なお、変動金利を選択する場合の融資利率は、取扱金融機関の短期プライムレート等に連動して変動し、取扱金融機関所定の短期プライムレート相当利率に0.7%を加算した利率の範囲内とする。

(7) 流動資産担保資金の融資利率は、年2.3%以内とする。

(8) 事業承継特別資金の融資利率は、年1.8%以内とする。

2 融資利率の変更

固定金利については、原則返済完了まで同一の金利とし、金利の引下げを行う場合及び当該金銭消費貸借契約に対する変更契約等を締結する場合を除いて、融資期間中に融資利率の条件を変更することはできない。なお、融資利率の引上げは、条件変更時点の当要領で定める当該資金の利率の範囲内のできるものとする。ただし、条件変更時点で当要領に定めがない場合の融資利率の引き上げは、当初実行時に金銭消費貸借契約で定めた融資利率に、振興資金（当要領の1(1)ア相当の資金）における当初実行時と条件変更時の上限利率の差分を加算した利率の範囲内のできるものとする。

変動金利については、条件変更時の取扱金融機関所定の短期プライムレート相当利率に0.7%を加算した利率の範囲内とする。

3 上記融資利率の決定は、市及び取扱金融機関が協議して行うものとする。

4 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成3年10月25日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成3年12月9日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成4年2月25日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成4年5月25日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成4年9月14日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成4年12月21日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成5年3月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成5年10月18日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成5年12月7日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成7年5月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成7年10月2日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成8年11月18日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成9年8月11日9川経支第271号）

この要領は、平成9年9月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成9年11月21日9川経支第416号）

この要領は、平成9年12月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成10年3月11日9川経支第552号）

この要領は、平成10年3月16日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成9年11月1日9川経支第415号）

この要領は、平成11年2月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成12年3月6日11川経支第557号）

この要領は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成13年2月27日12川経支第288号）

この要領は、平成13年4月2日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成13年10月9日13川経融第177号）

この要領は、平成13年10月15日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成14年2月27日13川経融第279号）

この要領は、平成14年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成14年10月2日14川経融第171号）

この要領は、平成14年10月15日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成15年3月13日14川経融第276号）

この要領は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成17年3月8日16川経融第242号）

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成19年9月3日19川経融第175号）

この要領は、平成19年10月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成20年2月27日19川経融第331号）

この要領は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成20年9月11日20川経融第200号）

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成21年3月16日20川経融第363号）

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成21年11月6日21川経融第246号）

この要領は、平成21年12月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成22年3月23日21川経融第355号)

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成22年10月26日22川経融第149号)

この要領は、平成22年10月26日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成22年11月16日22川経融第175号)

この要領は、平成22年12月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成23年3月18日22川経融第280号)

この要領は、平成23年3月18日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成23年3月16日22川経融第262号)

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成23年5月16日23川経融第53号)

この要領は、平成23年5月23日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成23年9月15日23川経融第167号)

この要領は、平成23年10月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成24年3月2日23川経融第293号)

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成24年3月30日23川経融第343号)

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成24年8月31日24川経融第147号)

この要領は、平成24年9月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成24年9月18日24川経融第160号)

この要領は、平成24年10月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成25年2月19日24川経融第297号)

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成26年2月20日25川経融第246号)

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成26年11月25日26川経融第159号)

この要領は、平成26年12月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成27年2月18日26川経融第206号)

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成28年2月18日27川経融第229号)

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 (平成28年5月11日28川経融第30号)

この要領は、平成28年5月23日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成29年2月14日28川経融第184号）

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （平成30年2月21日29川経融第153号）

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （令和2年3月2日31川経融第171号）

この要領は、令和2年3月2日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （令和2年3月13日31川経融第180号）

この要領は、令和2年3月13日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （令和4年3月14日3川経融第450号）

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （令和5年3月14日4川経融第480号）

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （令和6年6月19日6川経融第143号）

この要領は、令和6年7月1日から施行し、同日以後に融資の申し込みをしたものから適用する。

附 則 （令和7年3月11日6川経融第519号）

この要領は、令和7年4月1日から施行し、1については同日以後に融資の申し込みをしたものから、2については同日以降に条件変更の申し込みをしたものから適用する。